

【令和7年度第1回宮城県医療審議会議事録】

日時：令和8年3月24日（火）午後5時から午後5時20分まで

場所：Web会議（行政庁舎7階保健福祉部会議室）

出席委員：19名中17名出席（奥村秀定委員、齋藤正美委員欠席）

（1. 開会・事務局報告）

司会（高橋副参事）：それではただ今から、令和7年度第1回宮城県医療審議会を開催いたします。初めに事務局からご報告申し上げます。定足数についてでございます。本会議は医療法施行令の規定により委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決を行うことができないとされております。本日は委員19人のうち、16人*のご出席をいただいておりますので、本会が成立しておりますことをご報告いたします。それでは議事につきましては、宮城県医療審議会運営要綱の規定により、医療審議会会長が議長として議事に入りたいと思います。佐藤会長、よろしく願いいたします。

※実際には17人出席で確認済み。オンライン会議に入室するタイミングで情報共有が錯綜

（2. 議事）

会長（佐藤会長）：それでは議事に入りたいと思います。第1号議案「病床機能再編支援事業の事業計画について」事務局からご説明お願いいたします。

事務局（医療政策課 小林課長）：医療政策課の小林でございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。第1号議案「令和7年度病床機能再編支援事業の事業計画について」ご説明申し上げます。

初めに資料1-1をご覧ください。1「給付金の概要」に記載の通り、本事業につきましては地域医療構想の実現を図る観点から、自主的に行われる病床削減等に対して財政支援を行うものでございます。また、この事業の活用にあたりましては、「医療審議会の議事とした理由」に記載の通り、地域医療構想調整会議と医療審議会の意見を踏まえることが要件とされておりますことから、今年度中に本事業の活用を予定している医療機関の事業計画に対してご意見を頂戴するものでございます。3「令和7年度事業」でございますが、本事業の活用の有無について意向調査を行ったところ、今回は気仙沼市病院事業から気仙沼市立病院と気仙沼市立本吉病院を対象として、統合支援給付金支給事業の活用要望がございました。また、当該事業の要件とされております地域医療構想調整会議においては、令和7年12月25日に石巻・登米・気仙沼区域において開催しており、委員からのご意見はございませんでした。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらは、気仙沼市病院事業から意向があった内容を事業計画としてまとめたものでございます。気仙沼市病院事業では働き手不足の深刻化や医師の働き方改革等へ対応するため、気仙沼市立病院の急性期病床288床のうち21床を回復期へ転換し、本吉病院の回復期病床29床を気仙沼市立病院に統合、無床診療所となる病床機能の再編を行いました。この病床機能の統合により、病院事業全体で急性期病床は288床から238床に減床し、回復期病床は77床から98床に増える内容となっております。令和6年4月1日に病床機能の統合は完了してございます

が、地域医療構想に資する病床機能再編が行われていることから、統合により削減した急性期病床 29 床について補助事業の活用要望がございました。なお、今回の統合計画につきましては、令和 5 年度第 3 回地域医療構想調整会議において、公立病院の具体的対応方針として委員の皆様にご承認いただいております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきまして、資料 1-1 にお戻りいただきます。今後のスケジュール予定になりますけれども、対象医療機関からの交付申請、それから県の交付決定等の手続きを踏まえまして、4 月上旬に実績報告に基づく給付金の支給を考えてございます。資料にはございませんけれども、額としては 4,000 万円弱となります。事務局の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

会長（佐藤会長）：はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご質問などはありますでしょうか。特にご質問などはございませんか。なければ、第 1 号議案「病床機能再編支援事業の事業計画について」は異議なしということでよろしいでしょうか。ご異議がないものと認め、そのように決定することといたします。

続いて第 2 号議案の審議に入ります。第 2 号議案「宮城県医療審議会運営要綱の一部改正について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（医療政策課 小林課長）：それでは、第 2 号議案についてご説明申し上げます。お手元の資料 2 をご覧いただきます。第 2 号議案は宮城県医療審議会運営要綱について、医療計画部会の名称変更及び調査審議事項の追加に係る改正を行うものでございます。次に改正の趣旨・理由についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。これまで地域医療構想は、地域医療計画の記載事項の 1 つとして位置づけられておまして、当審議会におきましては医療計画部会においてご審議をいただいております。しかし、昨年 12 月に成立した医療法等の一部を改正する法律により、令和 9 年 4 月 1 日以降、地域医療計画の上位概念として位置づけられることになりました。これに伴い改正医療法第 30 条の 3 の 3 において、地域医療構想に関する規定が新設されることとなりましたが、このうち地域医療構想を定め、または変更しようとする時は医療審議会のご意見を聴かなければならないことが定められております。今後、新たな地域医療構想の策定等に関しましては、これまでの審議経過も踏まえ、現在医療計画部会においてご審議いただきたいと考えているところでございます。このような背景から、当審議会における地域医療構想の位置づけを明確化するために、医療計画部会の名称を「地域医療構想・医療計画部会」に改めるものとして、また調査審議事項として、地域医療構想の策定、変更、進捗管理に関する事項を加えるものでございます。

次に資料 2 の 1 ページ新旧対照表をご覧くださいまして、要綱第 3 条では本審議会の部会について規定してございますけれども、第 1 項第 3 号に規定する「医療計画部会」を「地域医療構想・医療計画部会」に改めるとともに、第 2 項に定める部会の調査審議事項として、新たに地域医療構想の策定、変更、進捗管理を追加いたします。新要綱につきましては、今後新たな地域医療構想の策定についてご審議いただくことになるため、委員の皆様からご了承をいただければということで、ご了承いただいた後、本日から施行させていただきたいと考えてございます。事務局からは以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長（佐藤会長）：ありがとうございます。ただいまの事務局説明に対してご質問などはございませんでしょうか。では、なければ第 2 号議案「宮城県医療審議会運営要綱の一部改正について」は異議なしと

いうことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ご異議ないものと認め、そのように決定することといたします。次に報告事項に入ります。報告事項、1番から3番目、各部会の審議結果について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（医療政策課 小林課長）：それでは、報告事項につきまして（1）から（3）の各部会の審議結果についてまとめてご報告をいたします。

まず、報告事項（1）、昨年度の医療計画部会の審議結果についてでございます。資料3をご覧くださいまして、昨年3月に開催しました医療計画部会においては、部長及び部長代理を選任するとともに、第7次宮城県地域医療計画の達成状況をご審議いただきお認めいただきました。

続きまして、報告事項（2）、本年度の医療法人部会の審議結果についてでございます。資料4をご覧くださいまして、本年度も例年の通り5月と11月に開催してございます。5月開催の医療法人部会においては、9件の設立認可、2件の解散認可、12月の部会におきましては1件の医療法人の非医師理事長選出認可、そして11件の設立認可、2件の解散認可につきまして、認可相当の答申をいただきました。

最後に、報告事項（3）、本年度の病院部会の審議結果についてでございます。資料5をご覧くださいまして、本年度は6月に昨年度の増床に係る事前協議案件の計画変更のため、12月には本年度の増床の事前協議案件を審議するため2回、病院部会を開催してございます。まず、6月開催の病院部会についてでございます。2ページの概略図をご覧ください。医療法人財団明理会、イムス明理会仙台総合病院が当初の計画であった60床の増床を伴う病院の移転開設に加え、開設と同時に同法人が運営する西仙台病院の病床の一部を移転する計画が追加されたことから、変更後の計画についてお諮りをいたしました。これに対しましては、当初と同様、他の医療機関に影響を及ぼさないよう十分配慮することを附帯意見とすることとして、承認する答申をいただいております。12月の病院部会については2ページをご覧くださいまして、本年度は増床及び病床設置に関する事前協議について3件のお申し出を頂戴してございます。全て仙台医療圏でございます。地域医療構想上、仙台医療圏においては必要病床数を超えていること等を鑑みまして、案件1については現時点では大幅な増床を許可することは妥当とは言い難いとして今回の増床計画の中止要請、案件2及び案件3については当該医療提供機能のニーズや少数の増床を理由といたしまして、申し出を承認する旨の答申をいただきました。説明は以上でございます。

会長（佐藤会長）：はい、ありがとうございました。ただいまの事務局説明に関してご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項でございますので、以上で報告事項は終わりたいと思います。続きまして報告事項の4番目、「仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター統合新病院の基本計画について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（県立病院再編室 八鍬室長）：はい、県立病院再編室の八鍬と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは私から資料6によりまして、仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター統合新病院の基本計画についてご報告申し上げます。すでに報道等で委員の皆様ご承知の部分もあろうかと思っておりますので、本日は抜粋版として資料を調整させていただいております。計画全文につきましては仙台赤十字病院のホームページに掲載してございますので、お時間のある際にそちらの方ご覧くださいと幸いです。それでは資料の方ご説明させていただきます。1「基本計画の位置付け」でございますが、本計画は令和6年11月に基本構想として公表した統合新病院の整備に係る基本的な考え方や病床数などの基本機能に加えまして、部門別計画や医療機器等の整備計画、施設の規模・構成、事業収支計画など、統合新病院の具体的な整備の方向性を取りまとめたものとなっております。2「整

備計画の基本構想」でございます。基本方針といたしまして新病院が目指す姿を記載しており、5つの基本方針を掲げております。赤十字病院として地域医療を支え、断らない二次救急や周産期医療、災害医療に取り組んだ上で、県立がんセンターとの統合を強みとし、良質で先進的ながん医療を提供することを目指します。次に病院の規模等についてご説明申し上げます。こちら真ん中の表の部分でございますけれども、全体の病床数は400床といたします。その内訳といたしまして、急性期の病床359床の他、総合周産期母子医療センターといたしましてそちらに関連する病床ですとか、高度治療室(HCU)など高度急性期として41床を整備いたしまして、高度な専門医療に対応できる体制を構築いたします。なお、現在の仙台赤十字病院と県立がんセンターの病床規模・種別につきましても、参考までにこちらの表の方に併記してございます。その下の部分になります。新病院が担う医療機能や取得を予定している指定につきましては、こちら記載の通りでございます。二次救急医療機関から一番下でございます臨床研修指定病院等との指定を受ける予定としてでございます。開院時期につきましては令和12年度中を目途としてでございます。最後に資料下段の枠組みにございます参考の方をご覧くださいと思います。医療審議会で今後ご審議いただく内容の考え方になります。まず病院の開設についてでございますが、開院時の医療圏内の病床数を踏まえながらご審議いただくといったことを想定してございます。また地域医療支援病院の指定を受ける想定とさせていただいてございますが、こちら現在の仙台赤十字病院で承認を受けているものの、病院の開設場所が名取市の方へ変更となりますので、統合新病院の開院後に改めて地域医療支援病院の指定につきましてご審議をいただきたいと考えているところでございます。こちら説明については以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長（佐藤会長）：ありがとうございました。ただいまの事務局説明に対してご質問などはございませんでしょうか。特にございませんか。ないようでございますので、報告事項は以上とさせていただきたいと思います。最後にその他ですが、皆様方、何かございますでしょうか。ないようですが、事務局からは何かありますか。

事務局（県立病院再編室 八鍬室長）：事務局からは特にございません。

会長（佐藤会長）：それではよろしいでしょうか。では、以上で医療審議会の議事を終了したいと思います。お疲れ様でした。

(3. 閉会)

司会（高橋副参事）：佐藤会長、進行ありがとうございました。連絡事項でございます。この後、引き続き医療計画部会を開催いたしますので、医療計画部会の委員の皆様におかれましては、このままご出席をお願い申し上げます。以上をもちまして、本日の令和7年度第1回医療審議会を終了いたします。お疲れ様でございました。